

# 國民體力法の施行に關する諸法令の 公布

ルコトヲ得

## 公布

昭和十五年第七十五回帝國議會の協賛を経て公布された國民體力法(本誌第一卷第一號六九頁以降參照)の施行期日、被管理者の範圍並に施行令は昭和十五年勅令第六百十八號、同六百十九號及び同六百二十號にて夫々制定せられ九月二十五日公布され、また國民體力法施行規則は九月二十六日厚生省令第三十六號にて決定公布された。之を掲ぐれば以下の如くである。

## 國民體力法ノ施行期日ニ關スル勅令

(昭和十五年九月二十四日)  
(勅令第六百十八號)

國民體力法ハ昭和十五年九月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

## 國民體力法ノ被管理者ノ範圍限定ニ關スル勅令

(昭和十五年九月二十四日)  
(勅令第六百十九號)

國民體力法附則第二項ノ規定ニ依り昭和十六年三月三十一日ニ至ル迄ハ同法ノ被管理者ヲ昭和十五年十一月三十日ニ於テ年齢十七年以上ノ男子タルモノニ限定ス

## 附 則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### [參照]

昭和十五年四月八日公布法律第百五號國民體力法抄錄

## 附則第二項

當分ノ内被管理者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ限定ス

## 國民體力法施行令

(昭和十五年九月二十四日)  
(勅令第六百二十四號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ國民體力法第一條第三號ノ規定ニ依リ被管理者タラザルモノトス

- 一 海軍豫備練習生及海軍豫備補習生
- 二 從軍中ノ陸海軍軍屬
- 三 專ラ國民體力法施行地外ヲ航行スル船舶ノ乗組員

第二條 地方長官ハ國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(要検査被管理者)ヲ當時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニ對シ其ノ使用スル要検査被管理者ノ體力検査ヲ行フコトヲ命

- 一 ブエシ但シ事業主若ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アリト認メラルトキ又ハ事業主當ト認メラルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 第三條 要検査被管理者ヲ當時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ハ毎年四月十日現在ニ依リ其ノ使用スル要検査被管理者ノ數ヲ地方長官ニ届出ベシ此ノ場合ニ於テ事業主又ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事
- 三 情アルトキハ其ノ旨併セ届出ベシ

第六條 體力検査ヲ行フ者ハ豫メ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ定ムベシ

體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄ノ期間内ニ於テハ定ムベシ但シ學校又ハ幼稚園ノ長ノ行フ體力検査ニ在リテハ毎年四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ於テハ日時ヲ定ムベシ

## シ

第七條 天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ前條第二項ノ期間内ニ體力検査ヲ行フコト能ハザルトキハ第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條第一項又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ニ在

シ又ハ幼稚園ニ在園スル被管理者(夜間又ハ季節的ニ授業ヲ受クル者ヲ除ク)ノ體力検査ハ當該學校長リテハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

又ハ園長第一號又ハ第二號ノ學校ニ在リテハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、其ノ他ノ學校又ハ幼稚園ニ在リテハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

一 官立ノ學校

二 公立又ハ私立ノ大學、專門學校、實業專門學校、高等學校及之ニ準ズベキ學校

三 師範學校、中學校、高等女學校及公立又ハ私立ノ實業學校

四 公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校

五 青年學校及小學校

六 專門學校入學者検定規程ニ依ル指定學校

前項第二號ノ之ニ準ズベキ學校ハ厚生大臣及文部大臣之ヲ指定ス

リテハ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長ハ前條第二項ノ期間外ニ於テ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定

メ、其ノ他ノ體力検査ニ在リテハ地方長官ハ別ニ期間ヲ定メ體力検査ヲ行フ者ハ其ノ期間内ニ於テ體力検査ヲ行フベキ日時ヲ定ムベシ

第八條 體力検査ヲ行フ者ハ要検査被管理者及國民體力法第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ對シ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ了知セシムル爲必要ナル措置ヲ爲スベシ

第九條 要検査被管理者ハ所定ノ日時及場所ニ於テ體力検査ヲ受クベキモノトス

第十條 要検査被管理者疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ所定ノ日時及場所ニ於テ體力検査ヲ受クルコト能ハザル場合ハ本人又ハ國民體力法第四條第二項ノ規定ニ依ル義務者ニ於テ其ノ旨體力検査ヲ行フ者ニ届出ヅベシ

前項ノ届出アリタルトキハ體力検査ヲ行フ者ハ更ニ體力検査ヲ行フベキ日時及場所ヲ指定スベシ此ノ場合ニ於テハ第六條及第七條ノ期間ニ關スル規定ニ依

ラザルコトヲ得

第十一條 體力検査ハ命令ノ定ムル所ニ依リ身體計測、機能検査及疾病異常検診ヲ行フモノトス

第十二條 體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトス國民體力法第十條乃至第十二條ノ規定ニ依

リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ジタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項ニシテ醫務ニ關ス

ルモノハ國民體力管理醫ニ於テ、其ノ他ノモノハ體

力検査ヲ行フ者ニ於テ之ヲ記載スベシ

體力手帳ノ様式其ノ他體力手帳ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十三條 國民體力管理醫ノ選任及解任ハ地方長官之ヲ行フ但シ第五條第一項第一號若ハ第二號、第十八條第一項又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ行フ體力

検査ニ關スル醫務ニ從事セシムベキ國民體力管理醫ニ付テハ學校長又ハ國ノ事業場若ハ施設ノ長ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 國民體力管理醫ノ任期ハ二年トス但シ特定ノ醫務ニ從事セシムル爲選任シタル國民體力管理醫ハ其ノ職務終了ト同時ニ退任ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ國民體力管理醫ヲ解任スルコトヲ妨げズ

第十五條 國民體力管理醫ハ體力検査ニ關スル職務ノ執行ニ付テハ體力検査ヲ行フ者ノ、其ノ他ノ職務ノ執行ニ付テハ地方長官ノ指揮ニ從フベシ

前項ノ届出アリタルトキハ體力検査ヲ行フ者ハ更ニタル場合ニ於テ就學上考慮ヲ要スルモノアリト認ム

ルトキハ其ノ旨學校又ハ幼稚園ノ長ニ通報スベシ

第十六條 國民體力管理醫第五條ノ被管理者ヲ檢診シ

タル場合ニ於テ就學上考慮ヲ要スルモノアリト認ム

合ニ於テハ第六條及第七條ノ期間ニ關スル規定ニ依

ラザルコトヲ得

第十一條 體力検査ハ命令ノ定ムル所ニ依リ身體計

測、機能検査及疾病異常検診ヲ行フモノトス

第十二條 體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトス國民體力法第十條乃至第十二條ノ規定ニ依

リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ療養ニ

使用セラル被管理者ノ體力検査ハ其ノ事業場ノ長厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ道府縣ノ事業ニシテ地方長官ノ指定スルモノニ使用セラル被管理者ノ體力検査ハ其ノ事業場ノ長地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

第十九條 前條第一項ノ規定ニ依リ國ノ事業場ノ長ニ於テ體力検査ヲ行フ被管理者ニ對スル國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認ムルトキハ當該事業場ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第二十條 監獄、矯正院又ハ國立ノ少年教護院若ハ痼疾養護所ニ在ル被管理者ノ體力検査ハ當該施設ノ長厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

公立又ハ私立ノ少年教護院又ハ痼疾養護所ニ在ル被管理者ノ體力検査ハ當該施設ノ長地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ之ヲ行フベシ

第二十一條 前條ノ施設ニ在ル被管理者又ハ被管理者タリシ者ノ體力手帳ハ當該施設ノ長ニ於テ之ヲ保存スベシ

第二十二條 第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テハ國民體力法第四條第二項、第六條、第十一条及第十二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テ必

要アルトキハ第八條乃至第十條ノ規定ニ拘ラズ命令

ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 體力検査ニ要スル費用ニシテ左ニ掲タル

モノハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫之ヲ負擔

ス

一 國民體力管理醫手當

二 體力検査補助者手當

三 藥品其ノ他消耗品ノ費用

二十四條 市町村(町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ

町村ニ準ズベキモノトス)ハ前條ノ費用ヲ一時繰替

支辨スルコトヲ得一時繰替ニ關シ必要ナル事項

ハ厚生大臣之ヲ定ム

#### 附則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年ニ限リ第三條中毎年四月十日現在トアルハ

九月二十六日現在トシ第六條第二項ノ期間ハ十月一日

ヨリ十二月三十日迄トス

#### 國民體力法施行規則

(昭和十五年九月二十六日  
厚生省令第三十六號)

第一章 總則

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ國民體力法ヲ謂ヒ令  
ト稱スルハ國民體力法施行令ヲ謂フ

第二條 被管理者又ハ保護者ニシテ一定ノ居住地ナキ  
モノニ付テハ左ノ各號ニ掲タル地ヲ其ノ居住地トス

一 船舶ニ居住スル者ニ在リテハ其ノ主タル碇繫地  
二 巡回シテ興行ヲ爲ス者、行商ヲ爲ス者等ニ在リ

テハ其ノ年九月一日ノ現在地

第三條 令第三條ノ届出ハ四月二十日迄ニ之ヲ爲スベ

シ

第四條 地方長官令第二條ノ規定ニ依リ事業主又ハ管

理人ニ體力検査ヲ行フコトヲ命ジタルトキハ其ノ事

務所、商店、工場、事業場等ノ名稱、所在地及事業

主文ハ管理人ノ氏名ヲ四月三十日迄ニ告示スベシ

第五條 厚生大臣又ハ地方長官事業場ノ長ヲシテ體力

検査ヲ行ハシムベキ國又ハ道府縣ノ事業ヲ指定シタ

ルトキハ其ノ事業場ノ名稱及所在地ヲ告示スルモノ

トス

第六條 法第六條ノ届出ハ左ニ掲タル事項ヲ具シ毎年

五月十日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ被管理者第二條第二

號ノ現在地ニ於テ體力検査ヲ受クル者ナルトキハ九

月一日ニ之ヲ爲スベシ

一 被管理者ノ氏名、男女ノ別、生年月日及居住ノ

場所

二 保護者ノ氏名、居住ノ場所及被管理者トノ續柄

三 被管理者第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ告示シ

タル事務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラル

ル者ナルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ厚生大臣若ハ  
地方長官ノ告示シタル事業場ニ使用セラル者ナ

ルトキハ其ノ旨

#### 第二章 體力検査

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ國民體力管理醫ヲ選任又ハ解任シタ

ルトキハ其ノ氏名ヲ告示スベシ

第十一條 直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査  
施行者國民體力管理醫ヲ選任シタルトキハ其ノ官職  
氏名ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第十條 地方長官國民體力管理醫ヲ選任又ハ解任シタ

ルトキハ其ノ氏名ヲ告示スベシ

第十二條 體力検査ヲ行フ者(體力検査施行者)ハ體力

検査施行計畫ヲ定メ施行期間開始一月前迄ニ地方長

ニ依リ被管理者ノ居住地ノ市町村長ニ届出ヅベシ

第七條 法第六條ノ届出義務者ナキ場合ニ在リテハ被

管理者ニ於テ左ニ掲タル事項ヲ前條ノ例ニ依リ届出

前項ノ體力検査施行計畫ニシテ不適當ト認メラルル

場合ハ地方長官ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第十三條 體力検査施行者ハ其ノ年體力検査ヲ受クル



因リ検査ヲ爲スコト困難ナル被管理者ニ付テハ體力  
検査ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

### 調製送付スペシ

力向上ニ關スル指導ヲ爲サントスル場合ハ左ノ各號  
ニ依ルベシ

#### 第三章 體力手帳

第三十五條 體力検査施行者體力検査ヲ行ヒタルトキ  
ハ各被管理者ニ付様式第一號ニ依リ體力検査票ヲ作  
成スペシ體力検査票ノ記載ニ付テハ令第十二條第二  
項ノ例ニ依ル

第三十六條 體力検査票ハ體力検査施行者ニ於テ年齡  
別、男女別ニ編綴シ三年間之ヲ保存スペシ

第三十七條 第三十三條第一項ノ規定ニ依リ檢診ヲ爲  
シタルトキハ體力検査票ノ外國民體力管理醫ニ於テ  
様式第二號ニ依ル精密檢診票ヲ作成スペシ

第三十八條 精密檢診票ハ第五十條ノ場合ヲ除クノ外  
體力検査施行者ニ於テ取締メ地方長官ニ送付スペシ  
但シ直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行  
者ニ在リテハ其ノ者ニ於テ之ヲ保存スペシ

精密檢診票ノ保存期間ハ五年トス  
第三十九條 體力検査施行者ハ體力検査ノ結果ヲ十月  
三十日迄ニ地方長官ニ報告スペシ但シ直接厚生大  
臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ在リテハ厚  
生大臣ニ之ヲ爲スベシ

第四十條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ體力  
検査集計表ヲ調製シ十一月三十日迄ニ厚生大臣ニ之  
ヲ送付スペシ

第四十一條 地方長官ハ體力検査施行者ヨリ第三十八  
條第一項及第五十條第一項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケ  
タル精密檢診票ニ基キ精密檢診集計表ヲ調製シ十一  
月三十日迄ニ厚生大臣ニ之ヲ送付スペシ

直接厚生大臣ノ指揮監督ヲ承クル體力検査施行者ニ  
在リテハ其ノ者ニ於テ前項ニ準ジ精密檢診集計表ヲ

第四十二條 體力手帳ハ被管理者初メテ體力検査ヲ受  
ケタルトキ體力検査施行者ニ於テ之ヲ交付ス

第四十三條 體力手帳ハ被管理者又ハ被管理者タリシ  
者年齢二十年ニ達スル迄之ヲ保存スペシ但シ徵兵檢  
查ヲ未ダ終ラザル者ニ在リテハ之ヲ終ル迄保存スペシ  
第四十四條 自己ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ體  
力手帳ヲ滅失又ハ毀損シタル場合ハ其ノ事由ヲ具シ  
且毀損ノ場合ニ於テハ其ノ體力手帳ヲ添へ最終ニ體  
力検査ヲ受ケタル體力検査施行者ニ再交付ヲ申請ス  
ベシ

三 指導事項ニシテ被管理者ニ著シキ衝動ヲ與フル  
ノ虞アリト認ムルモノハ法第四條第二項ノ義務者  
ニ對シ之ヲ爲スペシ

四 指導事項ニシテ重要ナルモノハ體力手帳ニ之ヲ  
記載スペシ

第四十八條 法第十二條第一項ノ主務大臣ノ指定スル

一 體力検査ヲ受クルトキ  
二 法第十一條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示

一 結核性疾患  
二 花柳病

第四十九條 體力検査施行者ハ法第十一條又ハ第十二  
條第一項ノ規定ニ依ル體力向上ニ關スル指示又ハ療  
養ニ關スル處置命令ヲ要スル者アルトキハ其ノ旨地  
方長官ニ申告スペシ但シ令第十七條又ハ第十九條ノ  
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條 前條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲ス場合ニ於テハ  
當該被管理者ノ精密檢診票ヲ添附スペシ

令第十七條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ  
通報ヲ爲ス場合亦前項ニ同ジ

第五十一條 法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ  
依ル體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命  
令ハ體力検査施行者ヲ經由シテ之ヲ爲スペシ但シ令

第十七條第二項又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依ル通

報ニ基キテ爲ス指示又ハ處置命令ハ之ヲ爲シタル後

其ノ旨ヲ體力検査施行者ニ通知スルヲ以テ足ル

第五十二條 地方長官事務所、商店、工場、事業場等ニ使用セラル被管理者又ハ其ノ保護者ニ對シ法第

十一條ノ規定ニ依リ就業ノ場所若ハ時間ノ制限又ハ業務ノ變更ニ關スル指示ヲ爲シタルトキハ其ノ旨被管理者ヲ使用スル者ニ通知スベシ但シ被管理者ヲ使

用スル者ニ對シ指示ヲ爲シタル場合又ハ事業主若ハ

管理人體力検査施行者ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

國又ハ公共團體ノ體力向上施設ノ利用其ノ他ニ關スル指示ニシテ被管理者休業ヲ要スル場合亦前項ニ同ジ

第五十三條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命セラレタル者其ノ處置ヲアシタルトキ

ハ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ但シ令第十七條第一項又ハ第十九條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條 法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命セラレタル者同條第二項ノ規定ニ依リ

國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受ケントスルトキハ被管理者ノ氏名、療養ニ關スル處置ヲ命セラレタル月日及事由ヲ具シ被管理者ノ居住地ノ市町村長ヲ經由シテ地方長官ニ申請スベシ療養ノ指導ヲ受クル者當該府縣外ニ居住地ヲ移轉シ引續キ療養ノ指導ヲ受ケントスルトキ亦同ジ

國民體力管理醫ニ就キ療養ノ指導ヲ受クル者當該道府縣内ニ於テ居住地ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨居住地ノ市町村長ヲ經由シテ地方長官ニ届出ヅベシ

第五十五條 地方長官前條第一項ノ申請ニシテ法第十二條第二項ノ規定ニ依リ國民體力管理醫ニ就キ療養

ノ指導ヲ受ケシムベキモノト認ムルトキハ國民體力管理醫ヲ指定シテ之ヲ申請者ニ告知スベシ前條第二項ノ届出アリタル場合ニ於テ國民體力管理醫ノ變更ヲ要スルトキ亦同ジ

第五十六條 法第十二條第二項ノ療養ノ指導ニ從事スル國民體力管理醫ハ様式第四號ニ依ル療養指導簿ヲ備付クベシ

第五十七條 國民體力管理醫ハ毎月五日迄ニ前月分ノ療養ノ指導ニ關スル狀況ヲ地方長官ニ報告スベシ

第五十八條 體力検査施行者第五十一條ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ノ經由又ハ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ要旨ヲ體力手帳ニ記載スベシ

令第十七條第一項又ハ第十九條第一項ノ規定ニ依リ指示又ハ處置命令ヲ爲シタル場合亦前項ニ同ジ

## 昭和十五年關東州國勢調査施行規則の 公布

昭和十五年關東州國勢調査施行規則は昭和十五年九月十三日付官報を以て關東局令第五十三號として公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

### 昭和十五年關東州國勢調査施行規則

昭和十五年關東州國勢調査規則は昭和十五年九月十三日付官報を以て關東局令第五十三號として公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

第一條 昭和十五年關東州國勢調査(以下國勢調査ト稱ス)ハ昭和十五年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ左ノ各號ノ一二ニ依リ精密検診票ガ地方長官ニ送付セラレタル場合該當スル者ニ付之ヲ行フ

一 關東州内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

二 現役軍人及應召中ノ在郷軍人

三 陸海軍ノ艦船ニ乘組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

### 附 則

本令ハ國民體力法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年ニ限リ本令中第二條第二號及第六條第一項但書ノ九月一日トアルハ十一月一日、第三條ノ四月二十日トアルハ九月三十日、第四條ノ四月三十日トアルハ八月五日、第六條第一項ノ毎年五月十日トアルハ十月十日、第十二條ノ施行期間開始一月前迄トアルハ十一月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

月十五日迄、第十四條ノ體力検査施行二十日前迄トアルハ體力検査施行五日前迄、第三十九條ノ十月三十一日トアルハ翌年一月三十一日、第四十條及第四十一條第一項ノ十一月三十日トアルハ翌年二月二十八日トス

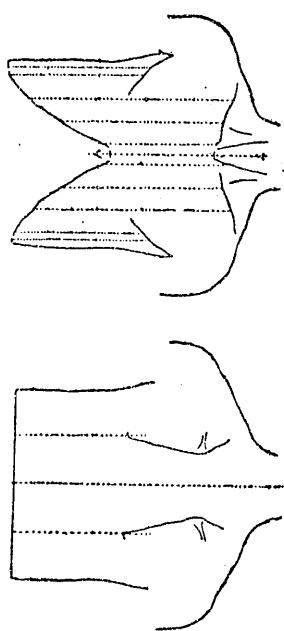
## 體力検査票

( ) 歲  
自至 年年 月月 日生 生

第號

被管理者氏名	生年月日			大正昭和年月日		
職業(學校)	検査年月日			昭和年月日		
本籍	道府縣	市郡	區町村	番地		
現住所	道府縣	市郡	區町村	番地		
身長	cm	體重	kg	胸圍	cm	
視力	裸眼	右	眼鏡	右	色調	正常・異常
		左	裝用	左		
聽力	右	正常・難聽・聾	左	正常・難聽・聾		
主な既往疾患	病名 歳へ年 歲					
疾患異常	ツベルクリン皮内反応	發赤徑	mm	判定	陰性・疑陽性・陽性	
	トランク	無シ・有り(疑似症)	・	輕症	・重症	
	寄生蟲病	無シ・有り(病名)	)			
	肺氣	無シ・有り				
	榮養障礙	無シ・有り(病名又へ原因)	)			
	歯齒	處置	本	未處置	本	
其他異常	無シ・有り(病名又へ名稱)	)				
運動機能	荷重速行			回	/4	
指揮	可	・	要注意	・	要精密検診	
備考						

打聽所見



(四)

精密檢診票

( ) 故  
月 日生  
月 日生

(四)

保 留 者	氏名	
	現住所	
	本人トノ 職業	
	職業	

性　　別

1. 此ノ手帳ハ本人又ハ保護者ニ於テ本人ガ年齢滿二十歳ニ達スル迄大切ニ保存シ徵兵検査ヲ受ケル者ハタゞ~年齢滿二十歳ニ達シタ後ト既モ徵兵検査ガ終了迄ハ保存シナケレバナリマセソ。

2. 此ノ手帳ハ次ノヤウナ組合ニ提示シチケレバナリマセソ。

- イ 體力検査ヲ受ケルトキ
- ロ 體力検査ノ結果體力向上ニ關スル指示ヲ受ケルトキ
- ハ 體力検査ノ結果放棄ニ關スル處置命令ヲ受ケルトキ
- ニ 國民體力管理課ニ就キ放棄ノ指導ヲ受ケルトキ
- ホ 徵兵検査ヲ受ケルトキ
- ヘ 兵法令ノ規定ニヨリ提示ヲ命ぜラレタトキ

3. 此ノ手帳ハ大切ニ取扱ヒ毀損シタリ滅失シタリシテハナリマカソ。已ムノ母  
ナ理由ヲ滅失又ハ毀損シタリハ其ノ理由ヲ述べ最終ノ體力検査施行者  
ニ頂ヒ出テ再交付ヲ受ケルコトガ出來マス。

(裏紙ノ内面)

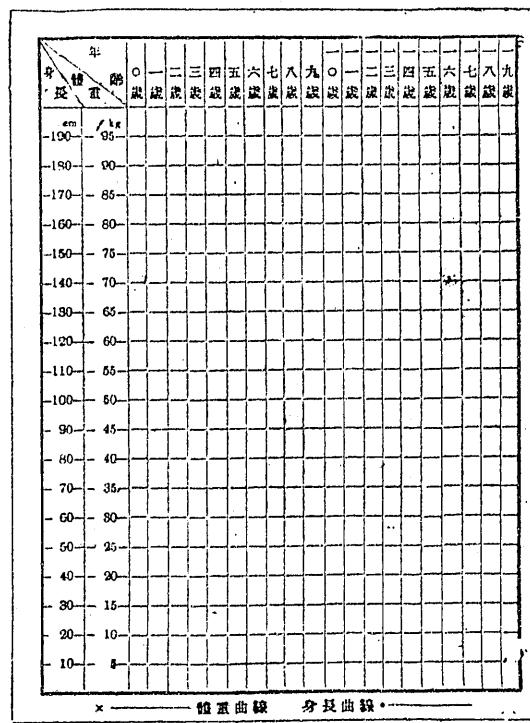
體  
力  
手  
帳  
原  
生  
省

昭和年月日交付

本籍	氏名	生年月日
		昭和年月日生

様式第三號用紙(大字)日本書類規格ハセトス  
(表付)

年 齢	檢 査 年 月	現 住 所	職業 又ハ 學 校	身 長 cm
0歳	年月	道・府・縣・市・都・		
1歳	年月			
2歳	年月			
3歳	年月			
4歳	年月			
5歳	年月			
6歳	年月			
7歳	年月			
8歳	年月			
9歳	年月			
10歳	年月			
11歳	年月			
12歳	年月			
13歳	年月			
14歳	年月			
15歳	年月			
16歳	年月			
17歳	年月			
18歳	年月			
19歳	年月			



被管理名 氏名	生年月日 大正 年 月 日	年齢	歳	男	女
現住所	昭和 年 月 日	年	月	日	
病名					
主要症状					
療養ノ指導ヲ開始シタル年月日	昭和 年 月 日				
療養ノ指導ヲ終了シタル年月日	昭和 年 月 日				
指導状況					
備考					

様式第四號(用紙)大サハ日本標準規格A5トス